

松尾医官



感謝文

大矣哉松尾醫官之盛德也人既和善又極謙恭自去
歲六月來南村警備隊担任施療任務以來對於患
者之溫和愛護慇懃醫治無一不使人心感神佩如韓
慕德韓佐封在庵庵一息不可藥救之際經

松尾醫官診療月餘遂得着手回春此誠再生之德尤
使人沒齒難忘也方冀

松尾醫官久駐南村時雨露雨忽奉令榮轉大同關
村民衆聞訊之下如喪考妣現值臨別之期明知攀
轅卧轍無濟於事謹備感謝文一紙聊表謝忱
松尾醫官惠存

廣靈縣維新村公所

王垂紳
王法舜 鞠躬

成紀七十七年

一月十日



「感謝文」(本書 169 号)

一 「成紀」年号と感謝文

本書の目次を御覧になった方は、見慣れない年号の史料が収録されていることに気がついたのではないでしょうか。「成紀」という年号を持つ一連の史料。その中心的な史料、成紀七三七年（一九四二）一月十日付け「感謝文」を左に白文で引用します（本書七〇六頁に写真）。

感謝文

大矣哉松尾医官之盛德也人既和善又極謙恭自去
歲六月來南村警備隊担任施療任務以來對於患
者之溫和愛護慇懃醫治無一不使人心感神佩如韓
慕德韓佐封在奄奄一息不可葯救之際經
松尾医官診療月余遂得着手回春此誠再生之德尤
使人沒齒難忘也方冀
松尾医官久駐南村時霑雨露忽奉令榮輶大同闔
村民衆聞訊之下如喪考妣現值臨別之期明知攀
轅臥轍無濟於事謹備感謝文一紙聊表謝忱
松尾医官惠存

廣靈県維新村公所 王垂紳（印） 鞠躬
王法舜（印）
成紀七三七年 一月 十日 日 巳

先にこの文書の正体を言ってしまうと、中国の「成紀」という年号を使っていた地域の文書です。なので、この文書に書かれている漢文は、中国語の古語です。

そう考えると、少し難しく思ってしまうかもしれませんが、がんばって辞書を引ながら読んでいけば内容は分かります。杉山がかつて開いていた古文書講座では、この「感謝文」を使って、漢文の文法などを説明する内容をやっていましたが、かなり細かな文法の話になってしましますので、今回は簡単な紹介にとどめます。……本項はその時の台本から文法解説の箇所を消したもので、少し漢文講座の名残があります。右の白文に挑戦してみようという方のために、少し読むためのヒントをお伝えします。こういう、ぱっと見は難しそうな文章を見たら、とりあえず、①表題（タイトル）、②差出人（あるいは作成者）、③宛先、④日付の四つを見るようにしましょう。

では①表題。表題は迷わずに探せますね。「感謝文」です。目録を作成する時など、史料名は基本的に表題を取ります。書籍や冊子、綴の場合は『』で括り、文書やペラ一枚の記録の時は「」で括ります。今回は文書なので「感謝文」ですね。

さて、表題の「感謝文」を見たことで、この文書の性格が分かりました。「感謝文」です。誰かが誰かに、何かについて感謝の意を伝えているのです。

今回の場合、相手が読んで發揮される効力（作成者が期待した効力）とは、「作成者の感謝の意を伝えること」です。

何を当たり前のことを言っているんだ、と言われそうですが、複雑な内容の文書の場合、全体を貫く方向性が分かっている、ということは、読解上とても重要なことです。

とにかく、本文を読むときには、作成者が宛先の人に、感謝を伝えようとしているんだ、と思って読むことにしましょう。読みで悩んだときの指標になるはずです。

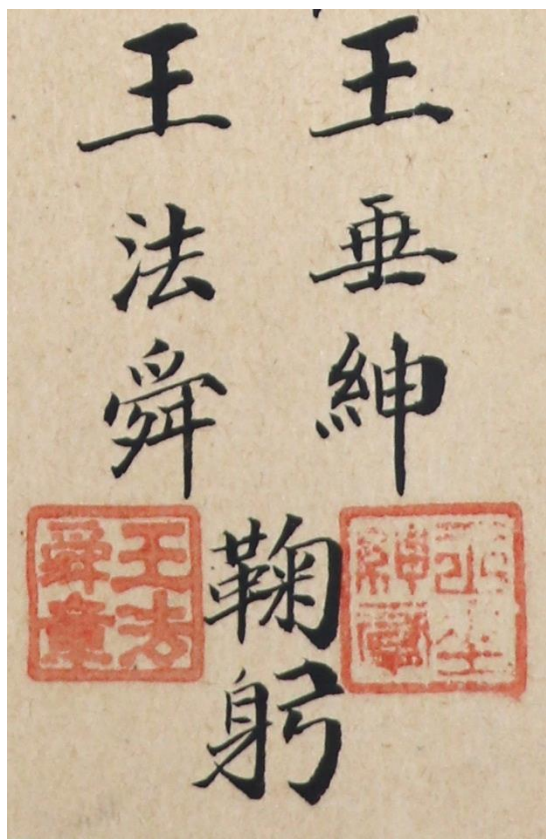
ちなみに、表題がない史料は、整理者で仮に題をつけ「」に括って記します。

では、次に②差出人。後ろから二行目ですね。「広霊県維新村公所」の、双行書きになっていますが、「王垂紳」と「王法舜」さんが差出人です。

文書では、ここに名前がある人が必ずしも文章を書いたわけではなく、祐筆が書いた、という場合もありますが、少なくとも作成者代表であることは確かです。ものすごく厳密な議論をする時には、署名者と祐筆、あるいは奉行人を厳密に分けて、一通の文書の作成過程を追いかけ……なんてことをすることもありますが、多分、私の史料集の解説では扱いません。

名前の下に「鞠躬」とあります【写真1】。これは日本語の発音では「キツキユウ」と読みまして、「身をかがめて敬いつつしむ」^⑤という意味です。今でも署名のとき、自分の名前の後ろに「拝」を付けたりすることがありますが、そのようなものだと思ってください。

「広霊県維新村公所」。まず、「広霊県」は、現在の中華人民共和国山西省大同市に位置している県です。山西省の北東の端くらいにあり、お隣



【写真1】「鞠躬」

の河北省の、張家口に隣接する位置にあります。「広霊」の発音は「Guǎnglíng」……「グアンリン」とか読むようです。私は中国語の発音がよく分からないので、「コウレイケン」と読むことにします。これは文章なので、私の発音はあまり問題にはならないと思いますが。

「維新村」（南村とも）は、調べてもよく分かりませんでした。えてしてこういうものは情報発信をするとその後ひよっこり分かることがあるものなので、その内分かるかもしれない。広霊県のどこかでしょう。続く「公所」は、富裕な同郷商人を中心とした共同体のことだそうです^⑥。

つまり、この文書の差出人（＝作成者）の「王垂紳」と「王法舜」さんは、中国の広霊県維新村の商人共同体の人、というわけです。中国の方からの感謝状なわけですね。

二人の署名の下に印があります（写真1）。何と書いてあるのでしょうか。

王垂
紳璽

王法
舜章

思った以上にそのままでした（当たり前か）。王垂紳の方は、「璽」に見えますが、もしかしたら「印」かもしれません。小難しい顔をして『璽』と『章』の違いはむにやむにや」と言ってもいいですが、私印なので、あまり深い意味はないでしょう。

次に、③宛先を探してみよう。日本の文書と書札札が違う（文書の各要素が書かれる位置が違う）ので、日本の文書に慣れた人は一瞬迷

うかもしれません。

宛先は「松尾医官惠存」の部分です。

「惠存」は「人にもものを贈る時に先方の名の脇に書き添えて「どうかお手元にお置き下さい」の意を表わす語」^⑤です。つまり、このことばがあるところが宛先です。

その宛先は「松尾医官」。同史料群の他の史料から名前が分かります。松尾佐一郎という人物です。

本人の署名を持つ写真もあるので、顔が分かります。彼の姿を映した写真をいくつか見てみましょう。

まずはこちら【写真2】^⑥。横の看板にはこんなことが書いてあります。

えのもとぶたい

だい一かんじやしんりようじよ

「えのもとぶたい」がどのような部隊か分かりませんが（アジア歴史



【写真2】松尾医官「えのもとぶたい」

資料センターでもヒットしない）、この「えのもとぶたい だい一かんじやしんりようじよ」が佐一郎の職場だったようです（この診療所が広島県維新村にあったかは不明）。ほかに、「渾源日本軍施療口」と読める看板の前で撮影された佐一郎の写真【写真3】^⑦があります。

少しだけ、松尾医官の周辺を撮影した写真を眺めてみましょう。

こちらの写真【写真4】^⑧の、向かって右側が同僚の方——いえ、雪

だるまですね。

同僚の皆さんはこちらの写真です【写真5】^⑨。

同僚のカメラマンが洒落た人だったよ
うで、パノラ



【写真4】松尾医官と雪だるま



【写真3】松尾医官「渾源日本軍施療口」



【写真6】「成紀七三七年一月十日」

年を成紀七三四年としています⑤。
 なので、成紀七三七年は西暦一九四二年です。
 年月日のところに大きな角印があります。篆書体で文字があります（写真6）が、何と書いてあるのでしょうか。



【写真5】松尾医官と同僚（左端松尾医官）

マ写真やコラージュ写真を作ったりもしているの、佐一郎の写真帳は興味深いものが多いのですが、切りがないので先に進みましょう。
 ④目付ですが、「成紀七三七年一月十日」と書いてあります【写真6】。
 この年号が珍しいものです。「成紀」という年号を御存知でしょうか。
 一九三九年九月一日に成立した蒙古聯合自治政府の年号、「蒙古紀元」というものです。蒙古聯合自治政府の有力者徳王が、ジンギスカン帝国の再現を夢見て採用したもので、一九三九

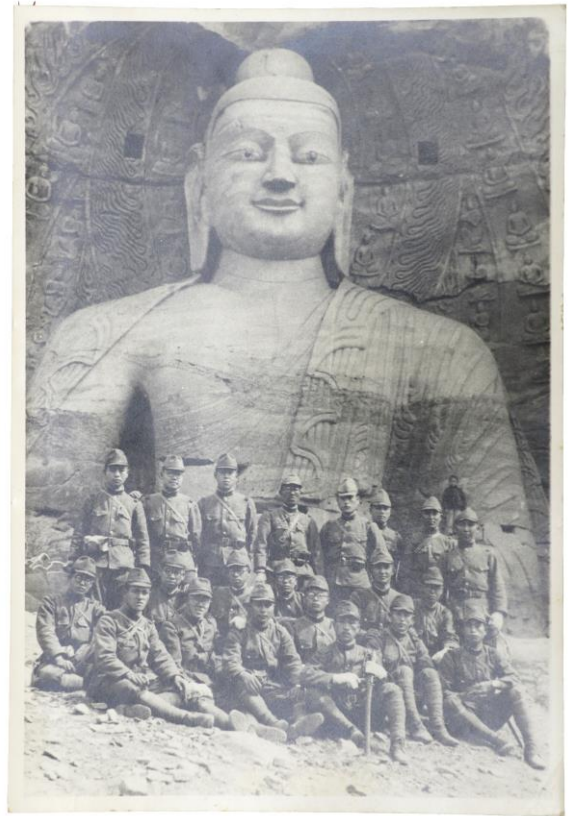


【写真7】広霊県維新村の人たちと（中央松尾医官）

広 霊 県
 維 新 村 公
 所 之 印

署名部分の肩書きと同じ内容が書いてありました。
 ここで、広霊県維新村の皆さんを見てみましょう【写真7】。集合写真です。写真中央が松尾医官です。上には「広霊県維新村公所全體人員勸送松尾医官榮陞大同臨別攝影紀念」とあります。

なんとなく意味は分かりますね。「松尾医官が榮転するので、広霊県維新村の公所のみんなと記念撮影をした」といったところです。「榮陞」は、官位が昇進すること、で、「大同」は先ほど紹介しました、山西省北部の地名、大同市のことです。近くに雲崗石窟寺院があり、松尾医官はそこで



【写真8】雲崗石窟寺院にて

写真撮影をしています【写真8】。

また、本文中に「韓慕徳・韓佐封」とあります（本文三―四行目）。ここで一つ参考史料を挙げておきます（写真口絵）。

恭送

松尾佐一郎医官大徳

皇 軍 萬

歳

広霊南村韓慕徳恭送（二）

この刺繍から分かるように、「韓慕徳」というのは人名です。続く「韓佐封」も人名で、二人とも広霊県の南村の住人です。

では、本文を読んでいきましょう。以下、本文の読みは、どこかに正解を書いたものがあるわけではなく、私がそう読んだ、というもので、あくまで一案です。

「句読点、返り点を付けた原文」

感謝文

大矣哉松尾医官之盛徳也。人既和善又極謙恭。自去

歳六月一来南村警備隊担任施療任務以来、对於患

者之温和愛護、慇懃医治。無一不使人心感神佩。如韓

慕徳・韓佐封在奄奄一息不可药救之際、經

松尾医官診療二月余遂得着手回春。此誠再生之徳。尤

使二人没齒難忘也。方冀

松尾医官久駐南村。時霑雨露雨忽奉令榮転。大同閏

村民衆聞訊之下、如喪考妣。現值臨別之期明知攀

轅臥轍無濟。於事謹備感謝文一紙聊表謝忱。

松尾医官惠存

王垂紳（印） 鞠躬
広霊県維新村公所 王法舜（印）

成紀七三七年
(一九四二)

一月十日

感謝文

〔読み下し〕※平出は反映させなかった。

感謝文

大なるかな松尾医官の盛徳たるや。人既ち和善にして又た極めて謙恭なり。去る歳六月より南村警備隊に來り施療任務を担任して以来、患者に対しこれ温和に愛護し、慇懃に医治す。一として人心を感じしめ、神を佩ぜしめざるは無し。しこうして韓慕徳・韓佐封在かに奄奄一息、葯救すべからざるの際、松尾医官の診療を経ること月余、遂に回春に着手すを得。これ誠に再生の徳、尤も人の没齒をして忘れ難くせしむなり。まさにこいねがはくは、松尾医官の久しく南村に駐さんことを。時に露雨霑ほひ、忽ち令を奉り榮転す。大同闔村の民衆訊を聞くの下、考妣を喪ふがごとし。現に臨別の期に値たり、攀轅臥轍の済むことの無きを明知す。事に於て謹みて感謝文一紙を備へ、聊か謝忱を表す

松尾医官恵存

成紀七三七年
(一九四二)

一月十日

広霊県維新村公所 王垂紳(印) 鞠躬
王法舜(印)

〔現代日本語訳〕

なんと偉大なことだろうか、松尾医官の盛徳は。人柄はまさにおだやかで友好的、そしてきわめてつつしみ深い。去年の六月から、南村警備隊に來て、施療任務を担任して以来、患者に向かつて、彼(佐一郎)は温和に愛護し、丁寧に治療した。(彼の行動には)一つとして、人の心を感動させ、神を感動させないものはなかった。韓慕徳・韓佐封は、今にも息が絶えそうだったが、松尾医官の治療を受けること一月あまり、ついに回復した。これはまことに命を救う徳、とりわけ、人の一生の中で忘れられないものだ。(我々が)まさにこいねがったのは、松尾医官がずっと南村にいてくれることだった。(しかし)そんな時、これは良いことなのだが、辞令があり、(松尾医官は)榮転した。大同村の村じゅうの住民は、この知らせを聞いて、父母を喪ったような気持ちになった。いま、別れの時に直面し、ひきとめても無駄であることを知った。そこで、感謝文を一枚書いて、感謝の気持ちを表すことにした。

松尾医官恵存

成紀七三七年
(一九四二)

一月十日

広霊県維新村公所 王垂紳(印) 鞠躬
王法舜(印)

広霊県維新村のあたりでは、刺繍が大事な意思伝達の媒体だったのか、それとも布媒体の史料の方が残りやすかったのかは不明ですが、広霊県維新村の史料は、「感謝文」とアルバムの他に刺繍が二点残されています。先ほど「皇軍万歳」と書かれた刺繍を紹介しましたが、もう一つの刺繍も紹介します【写真9】。

松尾先生徳政

医沢広大

(一九四二)
成紀七三六年紀念

前任広霊県
村警察署長 鈴木堯敬送 (三)



【写真9】刺繍「医沢広大」

広霊県維新村の前任警察署長であった鈴木堯敬という人物から松尾医官に贈られた刺繍です。「感謝文」の前年に贈られているので、「感謝文」にあるような、松尾医官の離任に際してのものではなさそうです。

とすると、鈴木堯敬が広霊県維新村を離れるので贈ったか、などと考えられますが、「感謝文」の内容などを加味すると、地域医療に従事していた松尾医官に、その功績を称えるために鈴木が贈ったものかと思えます。鈴木は前任者とのことですが、そのまま広霊県維新村に住み続けたのでしょうか。

こうした、地域医療に貢献した人がいた、という史料が市内に残っていたことは、貴重なことだと思います。

二 蒙古聯合自治政府

ところで、先に、「成紀」という年号は、蒙古聯合自治政府で使われていた年号だご紹介しました。

蒙古聯合自治政府 (Autonomous Government of Inner Mongolia) の歴史について少し触れますと、日中戦争勃発直後の一九三七年八月に、関東軍は張家口を占領、ついで長城線内外にわたる内蒙古に軍事作戦を拡大し、同年九月四日に察南自治政府(張家口)を、十月十五日に晋北自治政府(大同)を樹立、十月二十七日にチャハル・パインタラ・シリンゴル・ウランチャブ・イクチャオの内蒙五盟を版図とする蒙古聯盟自治政府(主席雲王、副主席徳王)を成立させました。

これら三政権には日本人顧問が派遣されておりました。つまり、これら三政権は、日中戦争中の、日本の軍事的・政治的都合で作られた政権だったわけです。一九三九年九月一日、三政権は解消され、統一政権として、蒙古聯合自治政府ができました。前述のとおり、首都は張家口、主

席は徳王です。徳王は、「成紀」(蒙古紀元)を制定するなど、完全独立政権をめざしていたようで、日本軍は新政権の実力を不安視していたようです。蒙古聯合自治政府は、一九四五年八月に解体。徳王ら首脳は北京に脱出し、中国国民政府に降伏したとのことです(註)。

この歴史を見れば分かるように、蒙古聯合自治政府と日本はとても微妙で複雑な関係です。

そのような歴史を踏まえて見た時に、広霊県維新村の人から日本軍の人へ宛てた感謝文を、額面通りに読んで良いものかどうかというのは少し悩ましいところではあります。

松尾医官はただの医官でなし、村人の治療に当たっていた人が村を去る、ということと贈った感謝文ですから、大部分で信じてよいものだと思います(註)が、そのような難しさが常に附随する史料でもあります。

組織としての行動と、その組織の中にいた一個人の行動というテーマは、中々重要なものだと思います。

- (1) 成紀七三七年（一九四二）一月十日「感謝文」（大角惠子家文書一）。本書一六九号。
- (2) 戸川芳郎監修／佐藤進・浜口富士雄編『全訳 漢辞海 第三版』（三省堂、二〇一五年）一五五〇頁。
- (3) 川原勝彦「中共政權の成立と中国同郷団体の改造・解体―上海の公所・会館の事例を中心に―」（『アジア経済』四六、二〇〇五年）。
- (4) 新村出編『広辞苑 第二版増訂版』（岩波書店、一九七六年）六七八頁。辞書は手元にあつて利用できたものから引用している。版によつてページなどが異なるので、版を細かく書いているが、その版でなければならぬ理由はない。
- (5) 『SCRAP BOOK』（大角惠子家文書七）。アルバム。縦 295mm×横 225mm×厚 20mm。本書には収録せず。
- (6) 『SCRAP BOOK』（前掲注5参照）。
- (7) 『SCRAP BOOK』（前掲注5参照）。
- (8) 〔写真〕（大角惠子家文書九）。縦 42mm×横 57mm。
- (9) 秦郁彦編『世界諸国の制度・組織・人事 1840―2000』（東京大学出版会、二〇〇一年）、「K 蒙古聯合自治政府」、八〇頁。
- (10) 年月日不明（一九四二年ころ）「刺繍」（大角惠子家文書六）。本書一七〇号。
- (11) 成紀七三六年（一九四一）付け「刺繍」（大角惠子家文書三）。本書一六四号。
- (12) 秦郁彦編『世界諸国の制度・組織・人事 1840―2000』（前掲注9参照）、「K 蒙古聯合自治政府」、八〇―八一頁。森久男「関東軍の内蒙工作と蒙疆政權の成立」（『岩波講座 近代日本と植民地1 植民地帝国日本』岩波書店、一九九二年）。
- (13) 『SCRAP BOOK』（前掲注5参照）にも治療に関わるものかと思われる写真が収録されている。
